

伊佐市農業委員会 11 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 27 日 (火) 午前 9 時 00 分から 9 時 55 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

| 農業委員 | | 農地利用最適化推進委員 | |
|--------|--------|-------------|----------|
| 1 番委員 | 11 番委員 | 1 番推進委員 | 15 番推進委員 |
| 2 番委員 | 13 番委員 | 2 番推進委員 | 16 番推進委員 |
| 3 番委員 | 14 番委員 | 3 番推進委員 | 17 番推進委員 |
| 4 番委員 | | 4 番推進委員 | 19 番推進委員 |
| 5 番委員 | | 7 番推進委員 | 20 番推進委員 |
| 7 番委員 | | 9 番推進委員 | |
| 8 番委員 | | 11 番推進委員 | |
| 9 番委員 | | 12 番推進委員 | |
| 10 番委員 | | 13 番推進委員 | |
| | | 14 番推進委員 | |

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 8 番委員 9 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号 農業振興整備計画の一部変更 (用途区分変更・除外・編入) 申出の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
インフルエンザが流行っていたわけですが、少し下火になったみたいではあります。また、風邪等もひく可能性もありますので気を付けて活動をして頂ければありがたいと思います。

それから一つ情報が入ってきました。所有者不明の農地等を活用促進するため、新制度が導入されるということで、今、自民党の方で特別委員会を開いて、今国会に法案を提出したいということでもあります。

内容は、所有者の過半の同意を得ないと貸し借りができないと言ったような事があったり、そういった場合に5年間と期限が限られていたが、その期間を20年間としたいとか、簡素化する方向で法改正がされるみたいです。

これについてはまだ法案が通っていませんので、法案が通り次第事務局の方に通知があると思います。

その後、皆さんにもお知らせがあると思いますのでよろしくお願い致します。

本日、出席人数は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料1ページ、農地法による合意解約が1件、田1筆、畑2筆で、2ページから8ページ、農業経営基盤強化促進法による利用権合意解約が25件、田54筆、畑3筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 20ページをお開きください。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、利用権貸借についてご説明いたします。
期間は1年から10年で、面積は田176,457㎡、畑26,794㎡、その他、これにつきましては19ページの62番、登記地目は原野、現況が田で地積4,945㎡の、計208,196㎡です。
なお、設定開始が3月31日からにつきましては、すべて中間管理機構貸付けであります。
利用権を設定する者の数61名、設定を受ける者の数30名、土地の明細につきましては、9ページ整理番号1番から19ページ整理番号64番のとおりです。
以上、報告を終わります。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る2月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 HRさんは、伊佐市菱刈荒田1705番地1に居住され、自治会は大峰で、年齢は59歳です。

渡し人 HSさんは、大阪府大阪市城東区中央一丁目4番10号に居住され、市外住民で、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ1434番、地目は田、地積は893㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は17,292㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約400mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

| | |
|----------------|--|
| 議 長 | 整理番号2番ついて、7番農業委員の報告を求めます。 |
| 7 番 農 業 委 員 | <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 TNさんは、伊佐市大口白木645番地に居住され、自治会は白木で、年齢は74歳です。</p> <p>渡し人 ATさんは、伊佐市大口下殿44番地に居住され、自治会は山ノ口で、年齢は87歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巢字外一町1029番4で、地目は田、地積は499㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は16,542㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議 長 | <p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。</p> |
| 議 長 | 整理番号3番・4番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。14番農業委員の報告を求めます。 |
| 1 4 番 | 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、 |

| | |
|------|--|
| 農業委員 | <p>整理番号3番・4番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。</p> <p>申請人 MTさんは、伊佐市菱刈川南637番地に居住され、自治会は荒瀬で、年齢は37歳です。</p> <p>整理番号3番の渡し人 KZさんは、伊佐市菱刈川北2819番地に居住され、自治会は築地で、年齢は81歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3138番で、地目は田、地積は3,098㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>整理番号4番の渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈川南637番地に居住され、自治会は荒瀬で、年齢は66歳です。二人は親子関係になります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3134番3で、地目は田、地積は324㎡で、所有権移転贈与です。</p> <p>受人の経営面積は118,831㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議長 | <p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番・4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番・4番については、許可が決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 4 番 農 業 委 員 | <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 NMさんは、伊佐市大口青木1040番地に居住され、自治会は下青木で、年齢は33歳です。</p> <p>渡し人 NHさんは、兵庫県三田市狭間が丘3丁目33番1に居住され、市外住民で、年齢は65歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字西ノ原990番1で、地目は畑、地積は560㎡、外2筆で地目は畑と田で3筆の地積合計は1,059㎡で、所有権移転贈与です。</p> <p>受人の経営面積は26,881㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議 長 | <p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号6番・7番については、所有権移転交換になりますので一括で報告をお願いします。3番農業委員の報告を求めます。</p> |
| 3 番 農 業 委 員 | <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番・7番につきまして、去る2月17日に現地調査を行いま</p> |

したので、3番が報告いたします。

整理番号6番の申請人 Y Iさんは、伊佐市大口曾木2868番地2に居住され、自治会は門前で、年齢は80歳です。

渡し人 T Yさんは、伊佐市大口曾木2756番地1に居住され、自治会は門前で、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字大王3005番1、外1筆で地目は田で、2筆の地積合計2,043㎡の所有権移転交換です。

受人の経営面積は16,736㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

続きまして、整理番号7番の申請人 T Yさんは、伊佐市大口曾木2756番地1に居住され、自治会は門前で、年齢は69歳です。

渡し人 Y Iんは、伊佐市大口曾木2868番地2に居住され、自治会は門前で、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字北ヶ迫2115番2、外2筆で地目は田で、3筆の地積合計2,240㎡の所有権移転交換です。

受人の経営面積は9,410㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番・7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

| | | |
|--------------|---|--|
| | | (全員挙手) |
| 議 | 長 | <p>全員挙手。 よって整理番号6番・7番は、許可が決定いたしました。</p> |
| 議 | 長 | <p>整理番号8番について、8番農業委員の報告を求めます。</p> |
| 8 農 業 委 員 | 番 | <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る2月25日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。</p> <p>申請人 KNさんは、伊佐市大口針持962番地7に居住され、自治会は田原で、年齢は47歳です。</p> <p>渡し人 KYさんは、伊佐市大口針持962番地7に居住され、自治会は田原で、年齢は75歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字柳ケ丸993番14、地目は田、地積は1,734㎡の所有権移転贈与です。</p> <p>受人の経営面積は7,393㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議 | 長 | <p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議 | 長 | <p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> |
| | | (全員挙手) |
| 議 | 長 | <p>全員挙手。 よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。</p> |

- 議 長 整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。
- 9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号9番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。
- 申請人 USさんは、伊佐市大口堂崎134番地1に居住され、自治会は堂崎で、年齢は56歳です。
- 渡し人 MIさんは、伊佐市大口堂崎503番地に居住され、自治会は堂崎で、年齢は57歳です。
- 申請地は、伊佐市大口堂崎字上須川394番、地目は田、地積は5,953㎡で、所有権移転売買です。
- 受人の経営面積は14,194㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約400mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は、許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号10番について、8番農業委員の報告を求めます。
- 8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農業委員 整理番号10番につきまして、去る2月25日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 IMさんは、伊佐市菱刈南浦293番地2に居住され、自治会は瓜之峰で、年齢は36歳です。

渡し人 ISさんは、伊佐市大口曾木2874番地に居住され、自治会は中央で、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字小僧谷2875番4、地目は田、地積は817㎡外3筆で、地積合計4,127㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は、今回の贈与分4,127㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号10番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号11番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口里2687番地に居住され、自治会

は戸切で、年齢は47歳です。

渡し人 TKさんは、大阪府八尾市北木の本2丁目16番地の4に住居され、市外住民で、年齢は92歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字溝崎384番、地目は田、地積2,967㎡、同じく字八ツ枝432番、地目は田、地積2,009㎡、大口篠原字芳ヶ迫846番、地目は田、地積905㎡で、地積合計は5,881㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は、今回の売買分5,881㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約5kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数11件について、11件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の
農 業 委 員 意見決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月23日、申
請人の NKさんの両親 NYさん夫婦立ち合いのもと、7番農業委員、
私1番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、1番農業委員が報
告いたします。

資料の申請人は NYさんとなっていますが、田の所有者が父親のY
さんであります。

申請人は、伊佐市大口小川内412番地に居住されている NKさん
で、自治会は小川内で、年齢は26歳です。

申請地は、伊佐市大口小川内字柳野平396番1、地目は田、地積は
553㎡、外2筆合計3筆の1、351㎡であります。

用途区分変更の目的は、近代化資金を活用して鉄骨牛舎を建築し、規
模拡大を図るため、これに必要な施設用地として用途区分変更をする
ことです。

所在地は、小川内自治会館より西側へ約500mに位置し、南側は川、
北側は道路、東側は田、西側は畑と田になっております。また、牛舎の
尿関係は敷き床の鋸くず等に吸収させるので、周囲に与える影響はない
ものと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、平面
図、牛舎の見取り図等が提出されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひ
いたしまして、私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求
めます。

（全員挙手）

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

- 議 長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。
- 8 番 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定
農 業 委 員 についてのうち、整理番号2番について、去る2月23日、行政書士の
Tさん立会いのもと、2番推進委員、18番推進委員、私8番農業委員
の3名で共同調査を行いましたので、8番農業委員が報告いたします。
申請人は、伊佐市大口宮人1736番地60に居住されている AM
さんで、年齢は84歳です。
申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番19、地目は畑、地積
は5,695㎡であります。
除外の目的は、駐車場及び資材置場を整備することです。
所在地は、ジャパンファームの資材置場の倉庫の東側に位置し、東側
は竹林、南側は市道、東側は山林、西側は倉庫であり、現況は畑・栗林
でありますので、周囲に与える影響はないものと思われます。
添付書類として、全部事項証明書、字図、委任状等が提出されてお
ります。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願
いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。
- （「質疑なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求
めます。
- （全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。
- 1 0 番 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定
農 業 委 員 についてのうち、整理番号3番について、去る2月23日、代理人 T

行政書士立会いのもと、11番農業委員、14番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、10番農業委員が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈荒田3190番地に居住されているHTさんです。資料では所有者の名前になっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2615番3、地目は田、地積は256㎡であります。土地所有者は申請者の父親HTさんで、現況は、住居の間にある良く管理された田であります。

除外目的は、申請者の住居を父母の隣接地に建築したいとのことです。

所在地は、本城小学校から西南西約1kmに位置し、東側は山林、北側は田、西側は道路を挟んで宅地、南側は宅地あり、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、農地利用計画変更現地写真、地図、委任状等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」の意見決定について、申請件数3件について、意見決定3件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月23日、3番農業委員、19番推進委員、14番農業委員の3名と、申請人 KHさん立会のもと共同調査を行いましたので、私14番農業委員が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市菱刈前目3903番地9に居住され、自治会は新川で、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛3903番92、93、94の1つのまとまりで、地目は田、地積は3筆合計1,335㎡です。

所在地は、深川集落センターから南へ約150mに位置し、東、南側は道路、西、北側は山林で、杉を200本植栽予定であります。

字弓掛3903番96、97は、地目は田、地積は2筆合計710㎡です。

所在地は、深川集落センターから南へ約200mに位置し、北側は道路、東、西、南側は山林で、クヌギを140本植栽予定であります。

字新川4011番31、地目は畑、地積は1,510㎡です。

所在地は、深川集落センターから東へ約500mに位置し、北側は道路、東、西、南側は山林で、クヌギを360本植栽予定であります。

地積は6筆合計で、3,555㎡であります。

転用目的は山林で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月23日、1番農業委員、7番農業委員の2名で、共同調査を行いましたので、私7番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、阿久根市折口2467番地に居住されている EKさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿848番地1下殿団地1-22に居住されている YMさんで、自治会は駅前で、年齢は55歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字桶掛885番2で、地目は畑、地積は1,367㎡です。

所在地は伊佐市文化会館から北西へ約700mに位置し、東側は畑、西側は山林、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、84.48kwを計画してあります。

地図を見ていただきたいのですが、申請地の右に三角の畑が隣接していますが、元々ここと合わせて1筆で1,811㎡ありましたが、11月の総会で5条申請で許可されましたが、その後、取り消され分筆し、改めて1,367㎡での申請になっています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が提

出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月23日、申請人の代理人である行政書士 Oさん立会いのもと、4番推進委員、8番推進委員、13番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私13番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口里2630番地に居住されている KAさんで、自治会は川島で、年齢は38歳です。

譲渡人は、伊佐市大口大田2373番地に居住されている KKさんで、自治会は川島で、年齢は59歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は事務所兼休憩室及び資材置場となっております。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字下湾洲144番46、地目は畑、地積は913㎡であります。

所在地は、神池から東へ700m位に位置し、南側、東側は畜舎、北側と西側は道路で、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、地籍図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水

処理確約書、融資証明書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月23日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、14番農業委員、5番推進委員、3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私3番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、北九州市八幡西区陣原二丁目9番25号にある G 会社 E グッドソーラー 代表社員 WM さんであります。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦2000番地97に居住されている KK さんで、自治会は楠原上で、年齢は73歳であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸1999番2で、地目は畑、地積は1,731㎡であります。

所在地は、本城小学校から東へ約3kmに位置しており、南側は畑、東側は宅地、北側は竹林、西側は原野であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、96kwを計画し

てあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、資金証明書、残高証明書、位置図、配置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数3件については、3件が処分決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。2月の月例報告をします。
去る6日、2月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。27日、本日ですが第11回農業委員会の総会です。
3月の行事予定ですが、6日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。23日が現地調査です。27日が第12回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議 長 他にないでしょうか。

事務局

(全員なし)

これで、平成29年度第11回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時55分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 8 番

伊佐市農業委員 9 番